

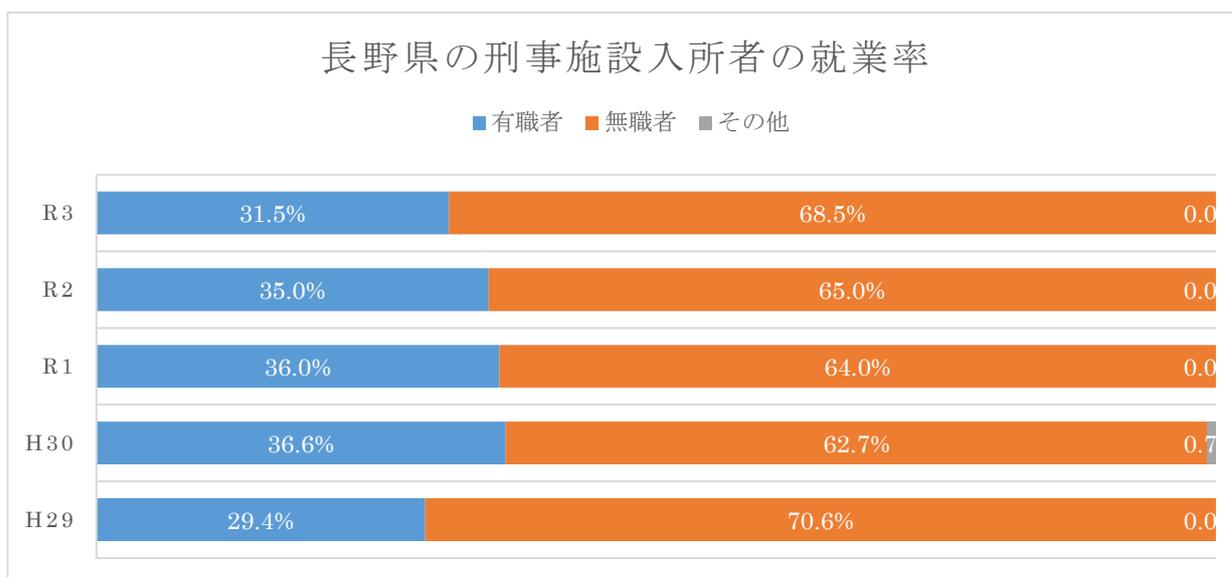
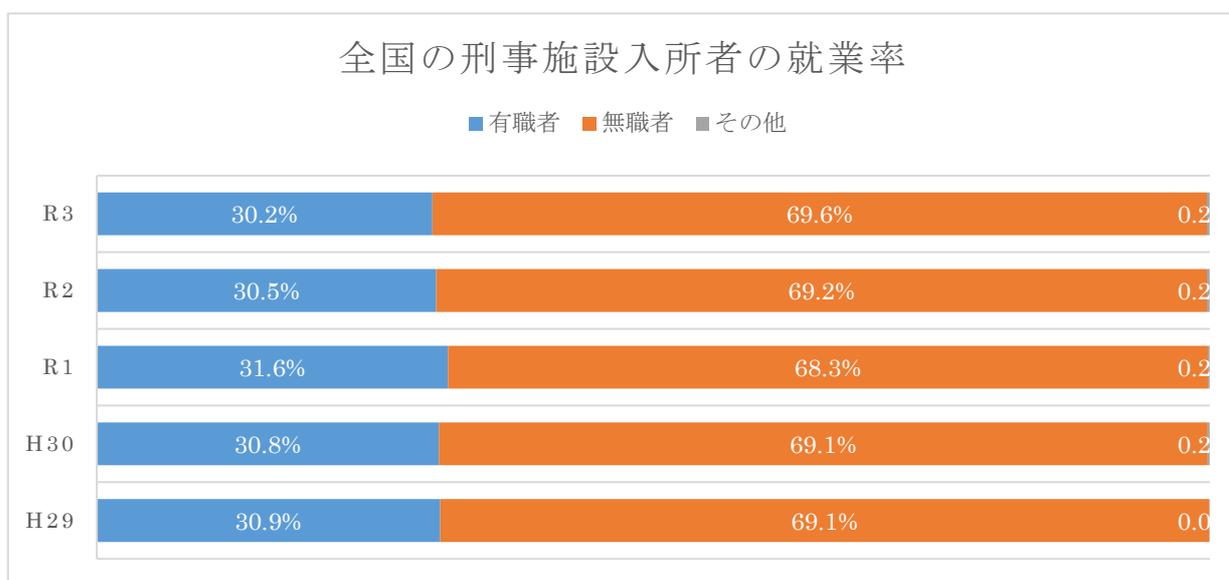
第3章 今後取り組んでいく施策

第1節 就労・住居の確保等のための取組

1 就労支援の充実強化に向けた取組

現状と課題

○全国の刑事施設入所者のうち7割近くは無職であり、就業者は3割程度となっています。また、この傾向は長野県も同様となっていますが、全国と比べて5%程度、就業率が高くなっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）



○犯罪白書によると、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっており、再犯防止推進のためには、就労の確保が重要です。

○長野県の協力雇用主は、令和4年4月現在で1,194社となっています。しかし、実際に雇用している協力雇用主数は4社、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は5人とどまっています。(長野保護観察所調べ)

施策の方向性・展開

(1) 協力雇用主の拡大に対する支援

○受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国8か所の全ての矯正管区に設置されている矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)が、事業主の方が刑務所出所者等を雇用するための各種サポートを行います。

(矯正就労支援情報センター室)

○コレワークでは事業主の方に刑務所出所者等の雇用について関心を持っていただくこと等を目的に、雇用に関する支援制度や手続きを分かりやすく紹介する「雇用支援セミナー」や、出所者等の雇用経験豊富なアドバイザーが事業主の方に助言等を行う「個別相談会」を開催します。(矯正就労支援情報センター室)

○県が直接、保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。(地域福祉課)

○建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。

(技術管理室)

○法務省の「協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金」制度やコレワークの活用について、関係機関とともに周知に努めるなど、協力雇用主による雇用の拡大に向けた施策を推進します。(地域福祉課)

(2) 就労に向けた支援の充実

○長野保護観察所では公共職業安定所(ハローワーク)や矯正施設等の関係機関・団体と連携し、長野県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置や、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主に対し奨励金を支払う等の各就労支援メニューの実施、協力雇用主の登録等を行います。そのほか、保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着に向け、長野県就労支援事業者機構と緊密な連携を図ります。(長野保護観察所)

○長野刑務所では、職業訓練について、ビル設備管理科、介護福祉科、建設機械科、フォークリフト運転科、ビジネススキル科の職業訓練を行います。(長野刑務所)

第3章 今後取り組んでいく施策

- 長野刑務所及び松本少年刑務所では、出所後の再犯防止に向け、就労支援に取り組み、キャリアコンサルタントの資格を有する就労支援スタッフが、支援を希望する受刑者に対してキャリアカウンセリングなどを実施します。（長野刑務所、松本少年刑務所）

- 松本少年刑務所では公共職業安定所（ハローワーク）の協力により、釈放前の受刑者をハローワークへ外出させ、職業相談を実施することもありましたが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて令和2年度以降、実施を見合わせており、今後、同ウイルスの終息状況を見ながら実施を検討します。（松本少年刑務所）

- 松本少年刑務所では資格取得のための職業訓練として、①情報処理技術科②電気通信設備科③自動車整備科④内装施工科⑤ビジネススキル科を実施しているほか、職員の同行なしに施設外の事業所に通勤させる外部通動作業を行います。（松本少年刑務所）

- 有明高原寮では、小型車両系建設機械特別教育の資格取得が可能なほか、公費通信教育で出院後の社会生活に必要な知識・技能の取得を支援します。（有明高原寮）

- 有明高原寮では公共施設の除草や清掃などの社会貢献活動、介護老人保健施設及び食品製造会社での職員が同行しない、院外委嘱教育を実施します。（有明高原寮）

- 有明高原寮では全在寮生に対してキャリアカウンセリングを実施し、希望する職種の選択肢を広げさせ、就労に対する理解を深める指導をします。（有明高原寮）

- 有明高原寮では帰住が困難な者に対して、出院後の住居確保に向け、自立準備ホームや少年鑑別所と本人を交えたケース検討を通して、出院後の顔の見える関係を構築します。（有明高原寮）

- 市と連携して全県に設置された生活就労支援センター（まいさぼ）において、犯罪をした者等のうち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

- 犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）

- 犯罪をした者等のうち、生活困窮者に対し、一般就労を目指し地方国協団体とハローワークによる一体的な支援を行います。（地域福祉課）

○就労に困難を有する犯罪をした者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。(労働雇用課)

○就労に困難を有する犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。(地域福祉課)

(3) 福祉的支援を必要とする者の就労支援

○長野刑務所では農福連携に着手されている事業所の方に対し、施設見学及び出所者の受入に必要な事項等についての意見交換会を実施し、お互いを知るといった関係作りを引き続き行い、農福連携事業所における出所者等の受け入れを推進します。(長野刑務所)

○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。(地域福祉課)

○犯罪をした障がい者等の就業を促進するため、民間教育訓練機関等に委託し、多様な職業訓練を実施します。(産業人材育成課)

○農福連携等様々な就労機会の確保を図ります。(障がい者支援課)

2 住居確保等のための取組

現状と課題

○長野県内の更生保護施設に一時的に帰住した者は、令和3年度は106人となっています。また、自立準備ホームに一時的に帰住した者は、8人となっています。(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

○刑事施設に令和3年に再入所した者のうち、前刑出所時に親族・知人の下ではなく、更生保護施設等に帰住した者は、全国では28.1%、長野県では24.3%となっています。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

○平成21年版犯罪白書では、出所時に適当な帰住先がなかった再入者の約6割は1年未満で再犯に至るとのデータも示されており、安定した生活を送るために、適切な帰住先の確保が課題となっています。

○親族等のもとへ帰住できない者の割合は増加傾向にあり、地域の中に居場所を確保することの重要性はますます高まっています。しかし、地域においては、近所づきあいの希薄化やコミュニティ力の低下等が進み、犯罪をした者等が悩みを抱えても周囲の人に相談できず、社会的に孤立してしまうことで、再犯等に至る者の増加につながってしまうことが懸念されます。

施策の方向性・展開

(1) 地域社会における定住先確保のための支援

○犯罪等をした者のうち、住居を喪失した者に対し、家賃相当額の一時的な支給や、緊急一時的な日常生活に必要な支援を行います。(地域福祉課)

○住居の確保が困難な犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。(地域福祉課)

○地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、先進的な事例を示しながら市町村に居住支援協議会の設立を働きかけるとともに、同協議会を通じて、犯罪をした者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を推進します。(建築住宅課)

○入居時の連帯保証人制度を撤廃し、より円滑な県営住宅への入居を可能にしました。また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などで犯罪をした者等に対して、優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、世帯状況や所得に応じて家賃の減免を行います。(公営住宅室)

(2) 居住支援法人との連携促進

○居住支援法人の設立を推進するとともに、居住支援法人との連携により、効率的・効果的な居住支援体制の構築に繋がります。(建築住宅課)

「入居保証・身元保証」事業の取組

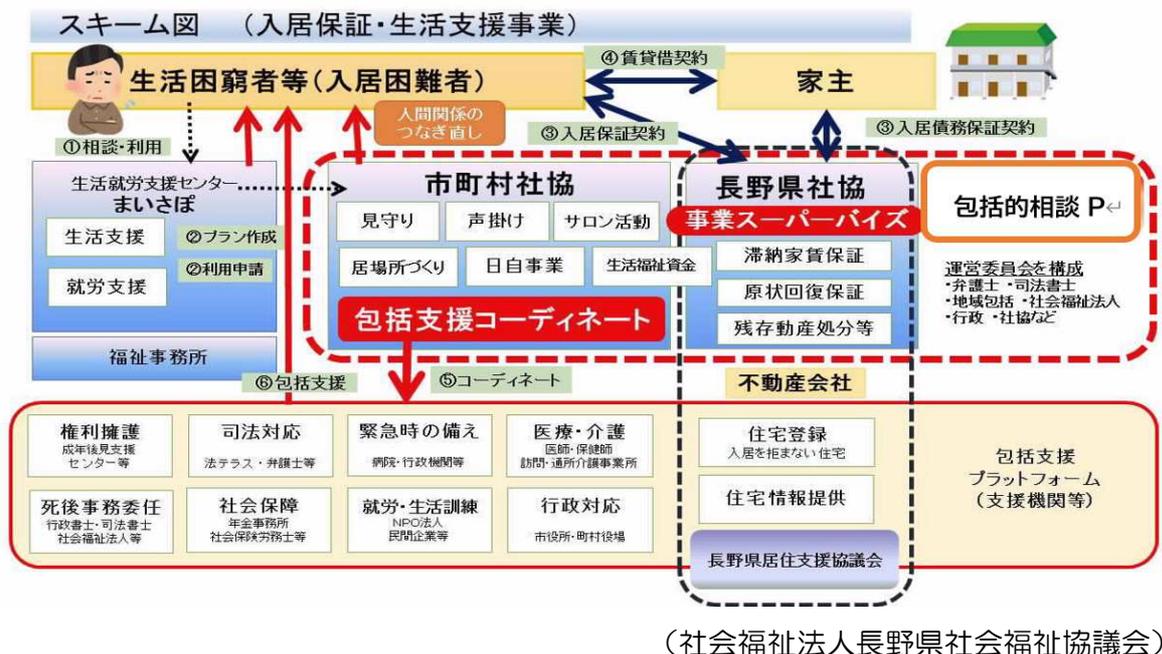
平成29年10月より、社会福祉法人の地域公益活動として、長野県内の社会福祉協議会が参画して「長野県あんしん創造ねっと」入居保証・生活支援事業、身元保証・就労支援事業が始まりました。

令和4年10月に、制度の狭間にある個別の課題に気づき、多様な仲間と共有し、未来志向による発想で共に考え協働していくための多機関協働のプラットフォームとして、長野県あんしん未来創造センターが創設されたため、趣旨に賛同し、両保証事業を「包括的相談支援プロジェクト」と名前を改め実施しております。

「入居保証・生活支援事業」

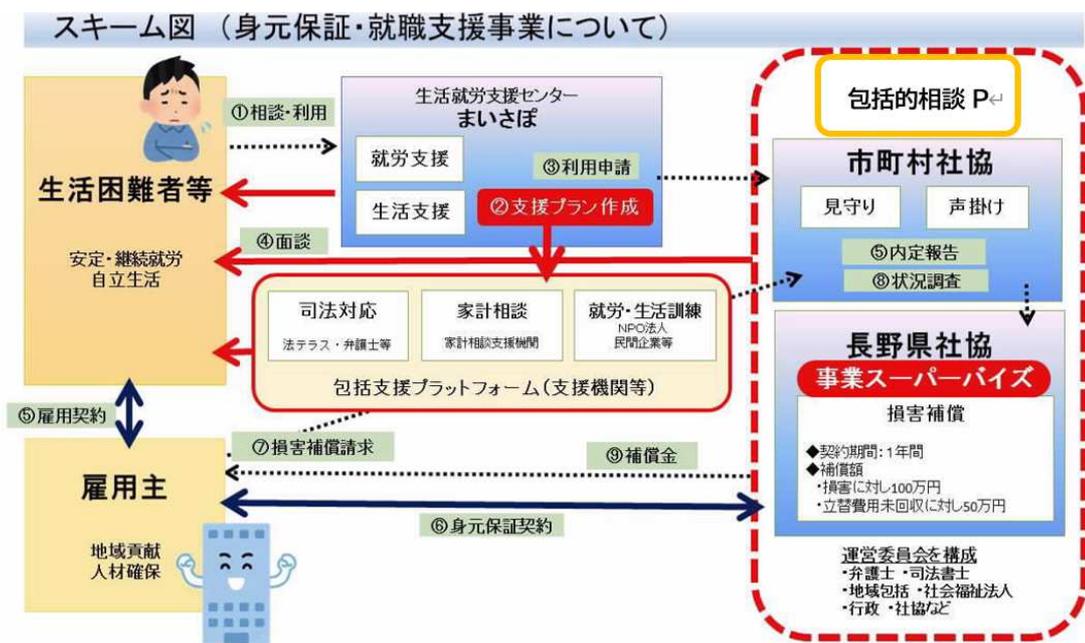
まいさぼの相談者のなかには、住む場所を必要としているにも関わらず、入居の保証をしてくれる人がいないことからその確保ができない方がいます。血縁、親族関係が希薄化するなかで、「住まう」という権利が妨げられている社会の状況があります。人として生活を営むためには住居は必要です。しかし、身寄りや頼る人がいないために明日の住む場所さえ見通せない方が少なからずいます。

入居保証事業は、県内の社会福祉協議会が拠出した財源により滞納家賃及び原状回復費用を保証すること、そして入居中の生活を包括的に支援することにより、たとえ保証人がいなくても住居が確保され、いずれこの事業を利用しなくてもその方の地域生活が継続されていくことを目指しています。



「身元保証・就労支援事業」

まいさぽにおける相談者への就労支援に際して、保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ、就労の機会を逃してしまう場合があります。そこで、就労後の支援対象者が何かしらの理由で就労先に与えた損害に対し、この事業から見舞金を支給することを雇用主と契約することにより、保証人を立てることなく雇用に結びつけることをこの事業の目的としています。本人の能力ではなく保証人の有無で就労の機会が奪われることがないように支えるための事業です。



(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)

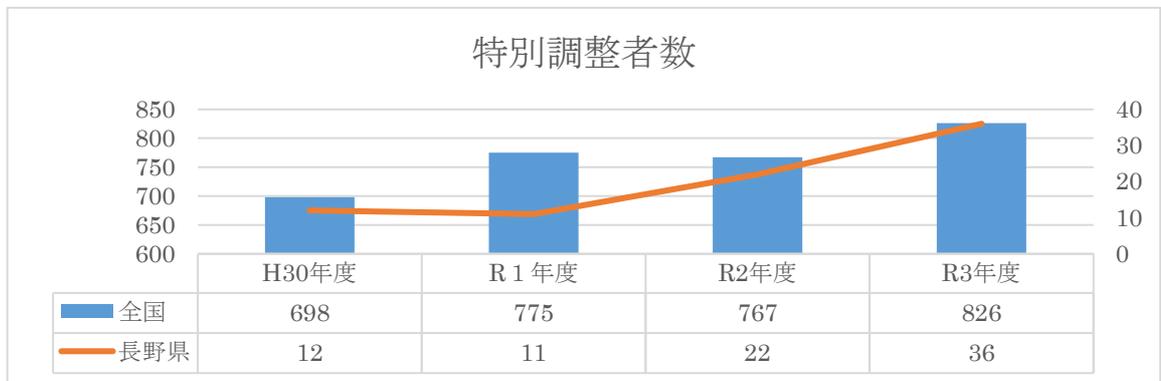
第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1 福祉サービスの利用支援

現状と課題

○刑務所等を出所する際に高齢や障がい等により自ら福祉サービスの利用手続きが困難な者については、入所中から支援につなげるための取組として「特別調整」を行うことで釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができます。

○全国で特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者は平成30年度698人から令和3年度826人と増加傾向にあり、長野県においては平成30年度12人から令和3年度36人と全国と同様に増加傾向にあります。



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

(出典：「長野県の更生保護」(長野保護観察所))

施策の方向性・展開

(1) 福祉的支援を必要とする者の支援

○長野保護観察所では矯正施設や長野県地域生活定着支援センター等と連携し、高齢又は障がいがあり、適当な帰住先のない受刑者に対し、福祉施設等への帰住先を確保する特別調整を行います。(長野保護観察所)

○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。(地域福祉課)

○市と連携して全県に設置された生活就労支援センター(まいさぼ)において、犯罪をした者等のうち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。(地域福祉課)

○犯罪をした者等のうち、高齢や障がいにより判断能力が十分ではない者を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。(地域福祉課)

第3章 今後取り組んでいく施策

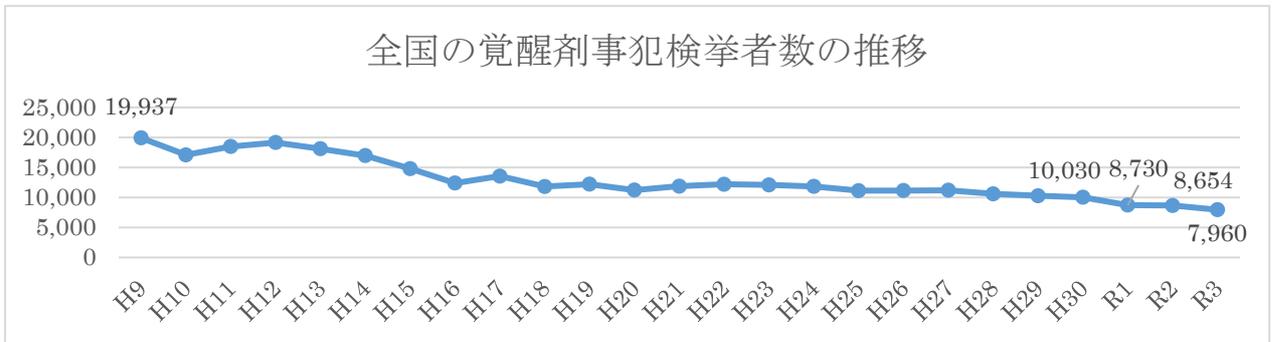
○犯罪をした者等が必要な福祉サービス等を適切に利用できるようにするための手続の円滑化及び刑事司法手続の入口も含めた支援について、司法、福祉双方の関係機関が連携して、取組を進めます。（地域福祉課）

2 薬物依存を有する者への支援等

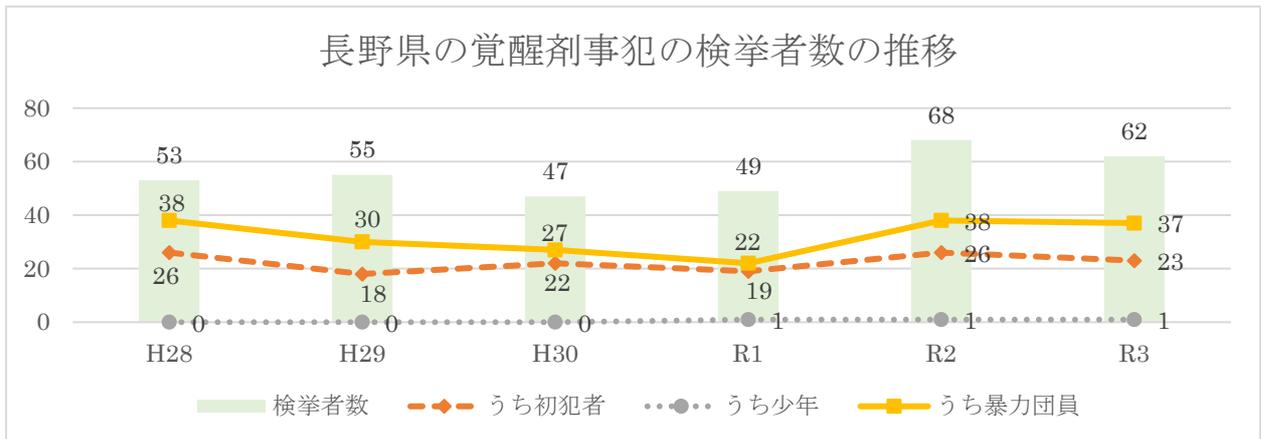
現状と課題

○全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は、ピークであった平成9年の19,937人から毎年減少傾向を続け令和3年は7,970人であり、令和元年以降3年連続で1万人を下回りました。

○長野県の令和3年の薬物事犯検挙者のうち、検挙者数が最も多い薬物は覚醒剤で、暴力団関係者がほぼ半数を占めています。



（警察庁調べ）



（長野県警察本部調べ）

○令和3年の長野県の刑事施設入所者146人の内29人（20.0%）が、主な罪名が覚醒剤取締法違反となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）

○薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあり、刑務所等において薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持つよう促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けるようにすることが必要です。

- 薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等が、薬物依存からの回復を一貫して支援する取組が必要です。
- 薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要です。
- 長野県では、10圏域の保健福祉事務所、長野市保健所及び精神保健福祉センターに、薬物乱用防止相談窓口を設けて、随時相談に応じています。
- 薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識するよう、学校等と連携した薬物乱用防止教育等により積極的な広報・啓発が必要です。なお、薬物乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法で使用するをいい、覚醒剤や麻薬などの不正な薬物は1回使用しただけでも乱用にあたります。
- 厚生労働省は、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を決定し、5つの目標の第1として、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を掲げています。

施策の方向性・展開

(1) 相談機能の充実

- 長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、薬物依存を有する者に対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行います。（長野少年鑑別所）
- 長野保護観察所では、薬物依存のある保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止プログラムの実施や、薬物依存回復支援地域連絡協議会の開催を通して関係機関等の連携を強化します。（長野保護観察所）
- 保健福祉事務所、中核市保健所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。（薬事管理課）
- 薬物依存者に対して適切な医療の情報を提供するなど、関係機関等と連携して相談支援を行います。（精神保健福祉センター）

第3章 今後取り組んでいく施策

○薬物依存症当事者や家族を対象としたプログラムの開催や、相談員を配置し個別相談を実施します。（精神保健福祉センター）

○薬物依存者に対する支援者の人材養成を図るため、特性を踏まえた研修を実施します。（精神保健福祉センター）

（2）意識啓発の実施

○教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員（学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等）による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。（薬事管理課）

○高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員や専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。（薬事管理課）

相談場面における医療と取締り機関への通報の問題

自ら覚醒剤を止めたいと相談してくる時には、実態としては、法律上の規制取締りの適用よりも、依存症克服のための援助活動が優先されるようです。

しかし、本人に薬物依存症の自覚がないときには、薬物使用によってもたらされている現実的問題に直面させるために、まず刑事・司法的対応を受けることが効果的だと考えられます。

刑事・司法的対応を優先した方がよいと考えられるのは、本人に薬物依存症であるという自覚がない場合で、中毒性精神病状態や強い渴望により、他害行為が発生している、または危険が切迫しているとき、このまま薬物を使っていると本人の切迫した命の危険があるときは、家族から警察等取締機関に通報してもらうよう伝えます。

ただし、ここで注意しておかねばならないことは、刑事・司法的対応は依存からの回復のきっかけに過ぎず、薬物依存症の治療そのものではないということです。

法的責任を果たした後に、どのような治療につなげていくかが最も肝心なことです。

長野刑務所では、長野ダルクが協力してグループミーティングや、専門家の講義などの「薬物依存離脱指導」が行われています。司法の管理下における依存症としての動機付け、依存症相談につなげる支援が期待されます。

（長野県精神保健センター）

第3節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 高齢者又は障がいのある者等への支援等

現状と課題

○令和3年における全国の刑事施設入所者のうち、高齢者（65歳以上の者）は、13.8%を占めています。また、長野県の刑事施設入所者のうち、高齢者は18.5%となっています。

（出典：法務省 東京矯正管区資料）

○国の計画では、高齢者が、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も高いことや、出所後5年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点が指摘されています。また、知的障がいのある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いと指摘されています。

○高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰は、本県が設置している「長野県地域生活定着支援センター」が支援をしています。しかし、高齢・障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者や認知症と思われる者等に対する支援体制が不十分といった課題があります。

○犯罪をした者の前科及び犯罪経歴等はプライバシーとして保護されるべき情報であり、福祉サービス等の支援が必要な場合でも、犯罪をした者等の意思を尊重するなど、支援にあたってその情報の取扱いに十分留意する必要があります。

施策の方向性・展開

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

○長野刑務所及び松本少年刑務所では、受刑者に対し、改善更生の意欲を喚起するとともに、社会生活に適應する能力の育成を図り、個々の受刑者が抱える問題性を除去するために、改善指導を行います。（長野刑務所、松本少年刑務所）

○長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、高齢や障がいのある刑務所出所者等、その関係者などに対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行います。（長野少年鑑別所）

○長野刑務所及び松本少年刑務所では、受刑者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導を行います。

（長野刑務所、松本少年刑務所）

第3章 今後取り組んでいく施策

○長野刑務所及び松本少年刑務所では受刑者の特別な問題を改善するために実施される指導を（対象者の特性に応じた効果的な指導）「特別改善指導」といい、両施設では①薬物依存離脱指導（R1）②性犯罪再犯防止指導（R3）③被害者の視点を取り入れた教育（R4）④交通安全指導（R5）⑤就労支援指導（R6）を実施します。（長野刑務所、松本少年刑務所）

○長野刑務所及び松本少年刑務所の「特別改善指導」以外の改善指導を「一般改善指導」といい、一般改善指導は、被害者感情の理解、規則正しい生活習慣、健全な考え方の付与、心身の健康の増進、生活様式の付与等について、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により行います。（長野刑務所、松本少年刑務所）

○矯正施設では特別調整として、高齢、障がい等により特に自立が困難で、適当な帰住予定地のない者に対し、保護観察所や地域生活定着支援センターと協力して、出所後速やかに福祉サービスにつなげるための取組を行います。（矯正施設）

○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。（地域福祉課）

○犯罪をした者等のうち、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して生活相談・支援を行うとともに無利子・低利子の資金の貸付を実施します。（地域福祉課）

○犯罪をした者等のうち、高齢や障がいにより判断能力が十分ではない者を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。（地域福祉課）

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。（地域福祉課）

○犯罪をした者等が必要な福祉サービス等を適切に利用できるようにするための手続の円滑化及び刑事司法手続の入口も含めた支援について、司法、福祉双方の関係機関が連携して、取組を進めます。（地域福祉課）

(2) 高齢である犯罪をした者等に対する支援

○高齢である犯罪をした者等が必要な介護・福祉サービスを利用できるよう、地域ケア会議等の機能強化を図ります。（介護支援課）

○高齢である犯罪をした者等に対し生活支援を行うため、生活支援体制を構築します。
(介護支援課)

○低所得かつ高齢である犯罪をした者等を支援するため、介護保険料等の負担の軽減を図ります。
(介護支援課)

(3) 障がいのある犯罪をした者等に対する支援

○犯罪をした障がい者等の就業を促進するため、民間教育訓練機関等に委託し、多様な職業訓練を実施します。(産業人材育成課)

○犯罪をした障がい者等が地域で安心して暮らすために、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センター等が実施する総合的・専門的な相談支援や専門的な指導・助言及び人材育成等の取組を促進します。(障がい者支援課)

○犯罪をした障がい者等が障がいの重度化、高齢化等に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み(地域生活支援拠点等)の圏域(地域)単位での整備、運用を支援します。(障がい者支援課)

○障がい者等、就労に困難を有する犯罪をした者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。(労働雇用課)

○精神障がいのある犯罪をした者等が地域の一員として生活を送ることができるよう、地域移行の推進や精神障がいに対する正しい知識の普及啓発等を行い、支援体制を整備・強化します。(保健・疾病対策課)

(4) 生活に困難を抱える犯罪をした者等に対する支援

○刑事施設に入所する者だけでなく、起訴猶予、執行猶予等の手続を経て社会に復帰する者等が将来的に生活面で困難に陥った際に必要な支援を受けることができるよう、関与した関係機関が窓口等必要な情報の提供を積極的に行うとともに、刑事手続の段階で弁護人が就任している場合には、被疑者、被告人の同意のもと弁護人を通じた支援情報のやりとりができるよう、関係機関のネットワークの構築を図ります。(地域福祉課)

長野県地域生活定着支援センターの取組

矯正施設退所後の地域生活を見据えて
入所中からコーディネートします。

保護観察所、矯正施設、定着支援センターが協働して、矯正施設に入所している障がい者や高齢者の社会復帰を支援します。具体的には、地域での支援体制づくり（福祉、医療、保健、行政など）、退所後の住まいの確保（アパートや施設など）、生活する上で必要となる介護保険・障害福祉サービスや生活保護などの各種サービスの利用に向けて準備をします。
本人が他都道府県に帰住する場合は、当該地の定着支援センターと連携してコーディネートします。



地域での生活が続くように
フォローアップします。

地域移行後の生活が安定するまでの期間は、適宜に生活状況を確認し、必要があれば本人との面談や助言などを行います。また、支援会議への参加や関係者への助言など、必要な支援や協力をします。



被疑者・被告人を福祉につなぎます。

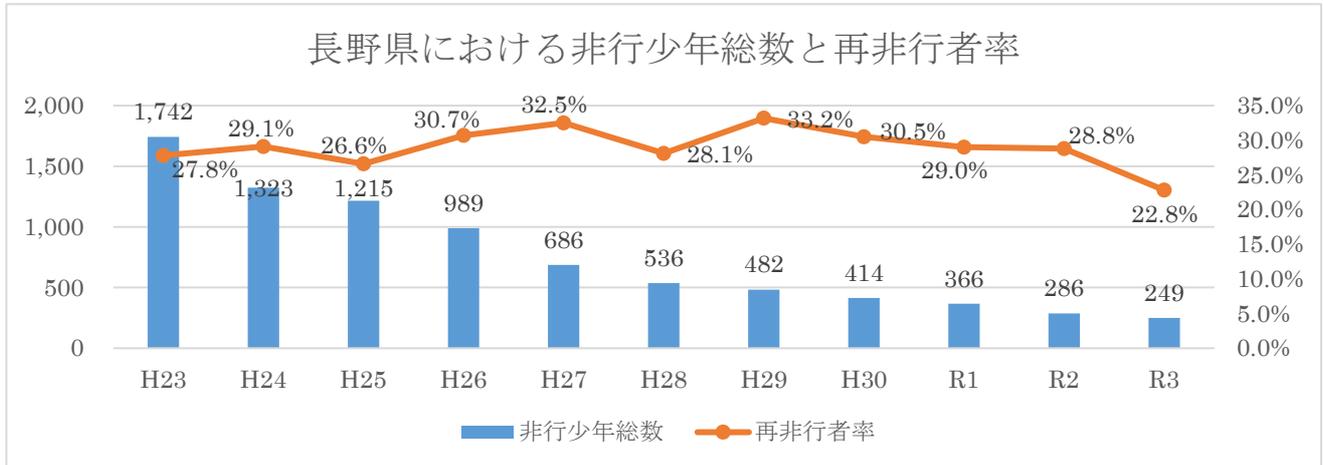
刑事司法手続きの段階にある被疑者・被告人などの中で、特に福祉の支援が必要だと考えられる方に対して、身柄釈放後の地域生活が安定して継続できるよう、検察官や保護観察所、弁護士等と連携して、速やかに必要な福祉サービスにつなぎます。

(「長野県地域生活定着支援センター パンフレット」(長野県社会福祉士会)より)

2 学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題

○県内の非行少年の総数は減少傾向にある一方、再非行者率は20%から30%と高水準で推移しており、非行少年の再非行の減少に向けた取組を推進する必要があります。



注) 再非行者率：少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員割合

〔少年非行の概況（長野県警）〕

○本県の高等学校進学率は、令和3年3月は99.0%となっています。その一方で、令和3年の長野県の刑事施設入所者の24.7%が、高等学校に進学していない状況です。また、26.7%が高等学校を中退している状況にあります。

○学校や地域において、犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための支援等が必要となっています。

○教育委員会では、松本少年刑務所内に設置している松本筑摩高等学校通信制桐教室に教員を派遣して、教科指導を行っています。また、同じく松本少年刑務所内に設置している松本市立旭町中学校桐分校には、松本市から教員が派遣されています。

施策の方向性・展開

(1) 青少年の非行防止

○長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として学校等と連携し、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未然防止等に向けた、いわゆる法教育（出前授業）等の活動を行います。（長野少年鑑別所）

○長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として学校等と連携し、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未然防止等に向けた取組を行います。（長野少年鑑別所）

第3章 今後取り組んでいく施策

- 青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。（次世代サポート課）
 - 信州あいさつ運動や子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーターを育成します。（次世代サポート課）
 - 非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンターが少年警察ボランティア等の民間ボランティアや関係機関等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動を実施します。（警察本部人身安全・少年課）
- (2) 修学支援のための取組
- 有明高原寮では、高等学校への復学を希望する者や高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の受験を希望する者に対して、SIB（民間委託契約方式による学習支援事業）方式により修学支援を実施し、出院後の無料での学習支援、生活相談を受けられるようにします。（有明高原寮）
 - 有明高原寮では、個人別矯正教育計画の策定に当たって策定会議を実施し、複数の職員の視点から個々の在院者に必要性が高いと思われる教育内容を個人別矯正教育計画に盛り込み、特に改善を要するものは、グループワーク等で特定生活指導を実施します。（有明高原寮）
 - 教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員（学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等）による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。（薬事管理課）
 - 高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員や専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。（薬事管理課）
 - 犯罪をした者等のうち、生活困窮世帯（被保護世帯を含む）の不登校、ひきこもりの子どもに対して訪問型学習支援を行います。（地域福祉課）
 - 地域の大人と子どものつながりの中で、子どもの成長を支える「信州こどもカフェ」において、学習支援等の取組を推進します。（次世代サポート課）
 - 生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体を支援し社会的自立を促進します。（次世代サポート課）

(3) 困難を抱える子どもたちを社会で支える取組

○市町村の「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりを推進し、高校卒業時に進路未決定の生徒や、中退する生徒等に関する情報を関係機関が共有し、社会的自立に必要な支援を行います。(児童相談・養育支援室)

○福祉事務所単位で設置することができる生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第9条第1項の規定に基づく支援会議を活用し、困難を抱える子どもたちに関する情報共有や連携を図り、支援策を検討します。(地域福祉課)

○複雑な課題を抱える子ども・若者を支援するため、支援機関が連携して対応する「子ども・若者サポートネット」を運営します。(次世代サポート課)

3 暴力団、性犯罪、薬物事犯等の特性に応じた支援の実施等

現状と課題

○令和3年の全国の刑事施設入所者のうち、暴力団へ加入している者は4.2%を占めており、長野県の刑事施設入所者のうち、暴力団へ加入している者は6.2%となっています。

(出典：法務省 東京矯正管区資料)

○令和3年の全国の刑事施設入所者のうち性犯罪で入所した者は536人となっており、そのうち長野県では1人でした。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

○国の計画では、再犯防止のための指導等を効果的に行うために、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の特性(経歴、性格等)を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であると指摘しています。

○暴力団関係者、性犯罪者、ストーカー等、対象者の特性に応じた指導及び支援が重要となっています。

○長野保護観察所では、保護観察対象者の特性に応じて、各種専門的処遇プログラム(薬物、性犯罪、暴力、飲酒運転)を実施しています。

施策の方向性・展開

(1) 暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援

○公益財団法人長野県暴力追放県民センター等関係機関・団体と連携し、暴力団から離脱した者の就労を定着させ、暴力団組織へ戻ることを抑止し、社会復帰を促進・支援します。

(警察本部組織犯罪対策課)

(2) 性犯罪者への更生支援

○矯正施設では、受刑者、少年院在院者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導を行い、特別改善指導として、長野刑務所及び松本少年刑務所では、性犯罪再犯防止指導を実施します。(矯正施設)

第3章 今後取り組んでいく施策

○法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て、面接を実施し、必要に応じて関係機関・団体による支援に結び付けます。(警察本部人身安全・少年課)

(3) ストーカー加害者への更生支援

○ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、精神医学的、心理学的なアプローチを推進します。(警察本部人身安全・少年課)

(4) 薬物事犯者への更生支援

○矯正施設では、受刑者、少年院在院者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導を行い、特別改善指導として、長野刑務所及び松本少年刑務所では、薬物依存離脱指導を実施します。(矯正施設)

○長野刑務所及び松本少年刑務所では障がいや薬物依存を有した者のうち、本人が希望する者に対して、受刑前の生活を振り返りつつ、出所後の生活を想定し、出所後の生活に向けての課題を整理しながら必要な生活支援を確認し、各関係機関へ協力を要請したり、本人への情報提供を行う福祉的支援を行います。(長野刑務所、松本少年刑務所)

○有明高原寮では、従来から指導している薬物非行防止指導、交友関係指導、家族関係指導等に加え、令和4年度から特定少年を対象とした社会人としての責任を自覚し、主体的に社会参加する心構えを身に付けさせる成年社会参画指導を実施しているほか、第5種少年院の運用を見据え、保護観察中に再非行を繰り返した在院者を対象に、長野保護観察所及び保護観察を実施していた保護観察所の協力を得て、保護観察復帰プログラムを進めます。(有明高原寮)

○有明高原寮では、交友関係指導には、少年院・刑務所出所者等の自助グループ「セカンドチャンス!」、薬物非行防止指導には「長野ダルク」と協力し、当事者の参加により指導効果を高める取組をしていることに加え、外部専門家のスーパーバイズを受けることで職員の処遇力向上にも取り組みます。(有明高原寮)

○保健福祉事務所、中核市保健所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。(薬事管理課)

○薬物依存者に対して適切な医療の情報を提供するなど、関係機関等と連携して相談支援を行います。(精神保健福祉センター)

○薬物依存症当事者や家族を対象としたプログラムの開催や、相談員を配置し個別相談を実施します。(精神保健福祉センター)

○薬物依存者に対する支援者の人材養成を図るため、特性を踏まえた研修を実施します。(精神保健福祉センター)

4 犯罪被害者支援を踏まえた取組

現状と課題

○犯罪被害者等支援の各種施策は、国の犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づき実施されています。近年では、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画がスタートし、長野県においても令和4年4月に長野県犯罪被害者等支援基本計画が策定され、県民誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

○また、令和2年3月に発表された、更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会の報告書では、被害者等施策をより充実させるとともに、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させ、その思いに応える更生保護を実現するための方策を検討する必要性が示されました。

○検討会の提言や第4次基本計画を踏まえ、必要な法整備を行うとともに更生保護における被害者支援の各制度を見直し、犯罪被害者等の思いに応える更生保護の実現を目指しています。

○長野県警、長野刑務所、松本少年刑務所、長野地方検察庁、長野保護観察所の連携及び情報共有を密にし、犯罪被害者等の再被害防止措置を講じています。

施策の方向性・展開

(1) 犯罪被害者支援の取組

○長野刑務所及び松本少年刑務所では、受刑者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導が行われており、特別改善指導として、長野刑務所及び松本少年刑務所では、被害者の視点を取り入れた教育等を実施します。
(長野刑務所、松本少年刑務所)

○保護観察所では、被害者に重大な被害を負わせた保護観察対象者に対し、被害者等の心情等を理解させ、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の責任等を自覚させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び犯罪をしない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向等に配慮した誠実な対応を促すための指導を行うため、しょく罪指導プログラム等を実施します。(保護観察所)

○有明高原寮では、特定生活指導として「被害者の視点を取り入れた教育」や被害者家族によるゲストスピーカー講話、ワークブック「責任を考える」を用いた指導を実施します。
(有明高原寮)

○「犯罪被害者等総合支援窓口」において、犯罪被害者等からの各種相談に応じるとともに、再被害が懸念される事案について、再被害防止施策の担当課、民間支援団体等と連携し、総合的な対応を実施します。(人権・男女共同参画課)

○犯罪被害者等への理解が進むよう、犯罪被害者等の置かれた状況、支援の必要性等について、関係機関と連携しながら、各種研修会の開催、各種広報媒体を活用した広報啓発を実施します。(人権・男女共同参画課)

第4節 社会的な孤立を防ぐための相談体制の構築及び民間協力者の活動の促進

1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築

現状と課題

- 犯罪をした者等の中には、様々な課題を抱え、自ら支援を求めにくい又は求めることができない者が多く存在しています。利用できるはずの支援制度があるとしても、情報や知識不足等の理由で必要な福祉サービスに結びつかず、生活困窮者となって再び犯罪に手を染めてしまうことも少なくありません。
- 犯罪をした者等が刑事司法手続きを離れた後の支援は、地方公共団体が主体となり、県民・市民を対象としている各種サービスを通して実施されますが、地方公共団体のみでは、犯罪をした者等に対する支援体制を築くための情報収集も決して容易ではありません。
- こうした課題に対応し、再犯を防ぐと共に、地方公共団体の各種サービス提供窓口担当者等が再犯防止施策について理解を深め、安全・安心な地域社会を構築していくためには、国の刑事司法関係機関と地方公共団体及び地域の関係機関が、適切な役割分担によって効果的に連携し、情報共有や意見交換を行っていくことが必要です。
- 保護観察対象者や更生緊急保護対象者等の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図っています。
- 地域社会における再犯防止等に関する実態把握のための支援、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定等の支援、犯罪をした者等の支援に必要な情報や知見等の提供を行っています。

施策の方向性・展開

(1) 複合的な課題の受け止め、自立に向けた支援の充実

- 保護観察所では、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定に向けた勉強会を地方自治体等と共同で開催し、各自治体において再犯防止を担う人材の育成を図ります。
(保護観察所)
- 有明高原寮では、在院中に全在院者に対して帰住先や就労先の見学や社会復帰後の支援者を一堂に会し、本人も参加する社会復帰支援会議を実施しています。保護観察終了後も見据えて支援者同士が顔の見える関係を構築し、本人、保護者、支援者の出院後の不安を軽減し、再非行・再犯のさらなる低下を実現させるよう努めます。(有明高原寮)
- 有明高原寮では、出院者から来訪による面談、信書、出院者専用ダイヤル等での相談に応じます。(有明高原寮)

○市と連携して全県に設置された生活就労支援センター（まいさぼ）において、犯罪をした者等のうち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

○犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）

○犯罪をした者等のうち、生活困窮者に対し、一般就労を目指し地方公共団体とハローワークによる一体的な支援を行います。（地域福祉課）

○就労に困難を有する犯罪をした者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。（労働雇用課）

（2）複合的な課題を受け止める体制構築の推進

○市町村による各分野が連携した重層的支援体制整備事業の取組を支援し、孤独・孤立防止の観点もふまえた、切れ目のない支援ができる体制づくりを推進します。（地域福祉課）

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。（地域福祉課）

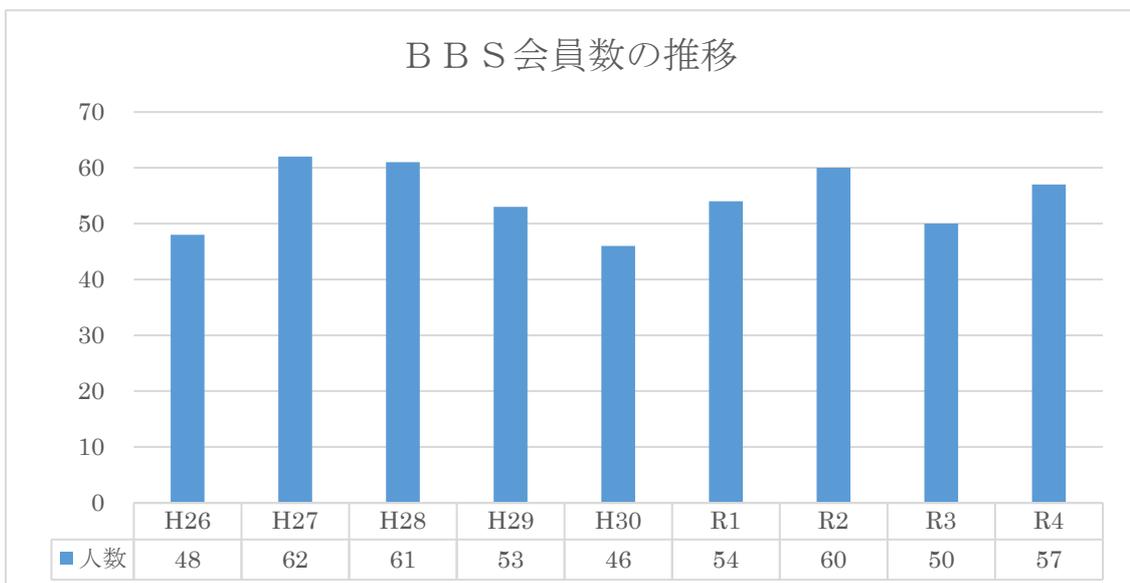
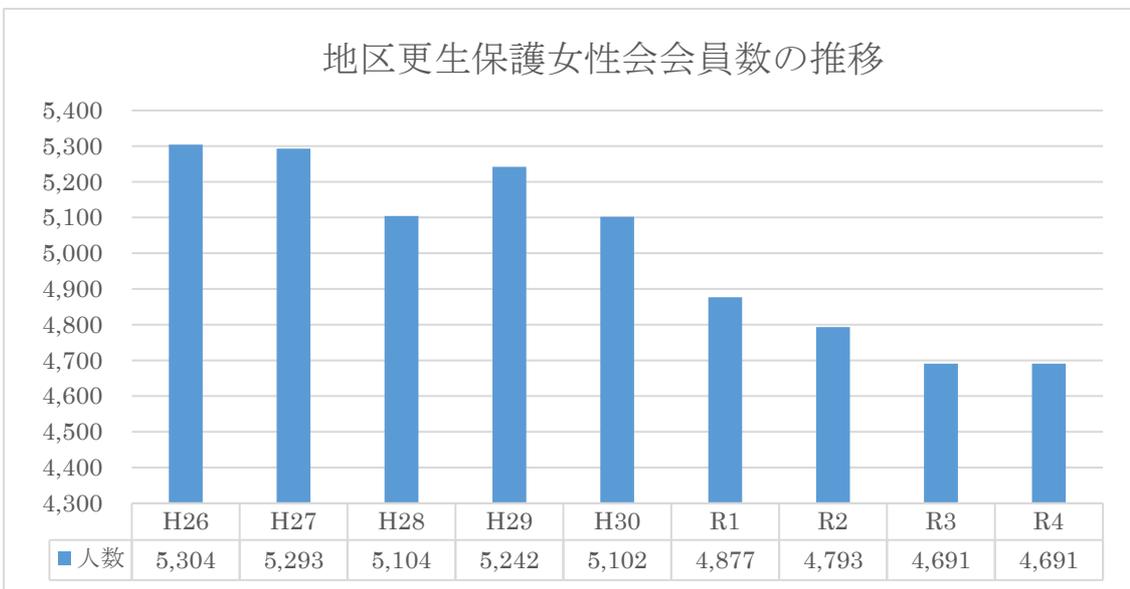
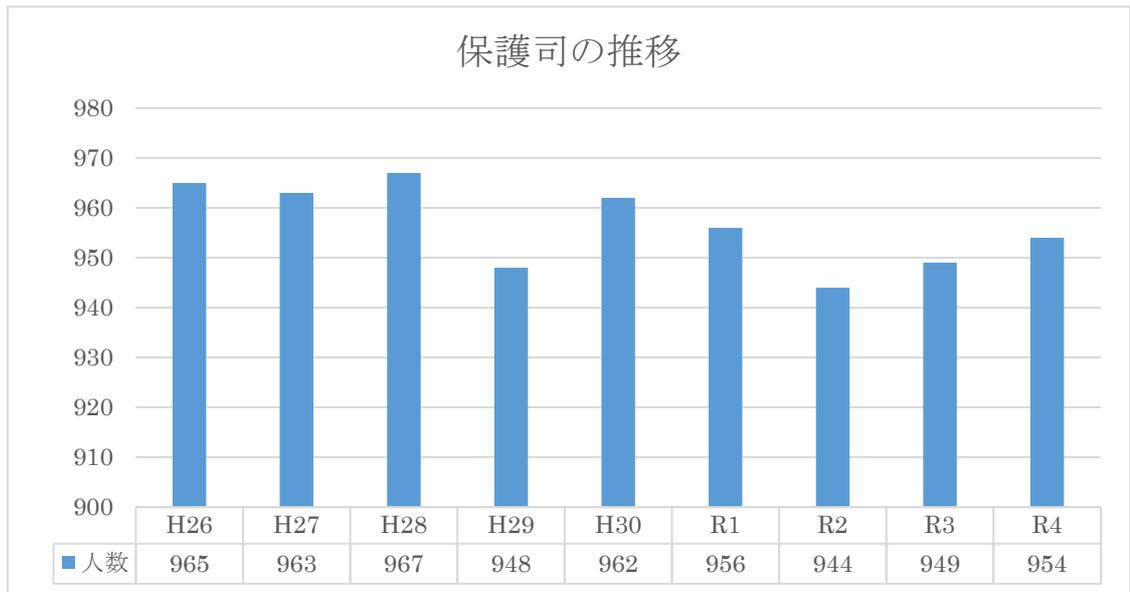
2 民間協力者の活動の促進等（出典：「長野県の更生保護」（長野保護観察所））

現状と課題

○長野県の更生支援は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主（事業主）会等の更生保護ボランティアや、更生保護法人、自立準備ホーム等の民間団体及び、教誨師、少年警察ボランティア等の民間ボランティアの協力により、実施されています。

○民間協力者が果たす役割が重要である一方、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの高齢化が進んでいることや、人数が減少傾向となっていることなど、適任者の確保が課題となっています。また、協力雇用主数については、増加傾向にあるものの、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の比率が少ないことが課題となっています。

○地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるため、県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。



○保護司

保護司は、地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等と、その活動領域は更生保護全般にわたっています。

令和5年1月1日現在、長野県内に956名の保護司がおり、その充足率は、94.2%となっています。保護司は、近年、高齢化に伴い減少傾向が続いており、その安定的な確保が課題となっております。保護司の適任者確保のための取組を推進します。

○更生保護女性会

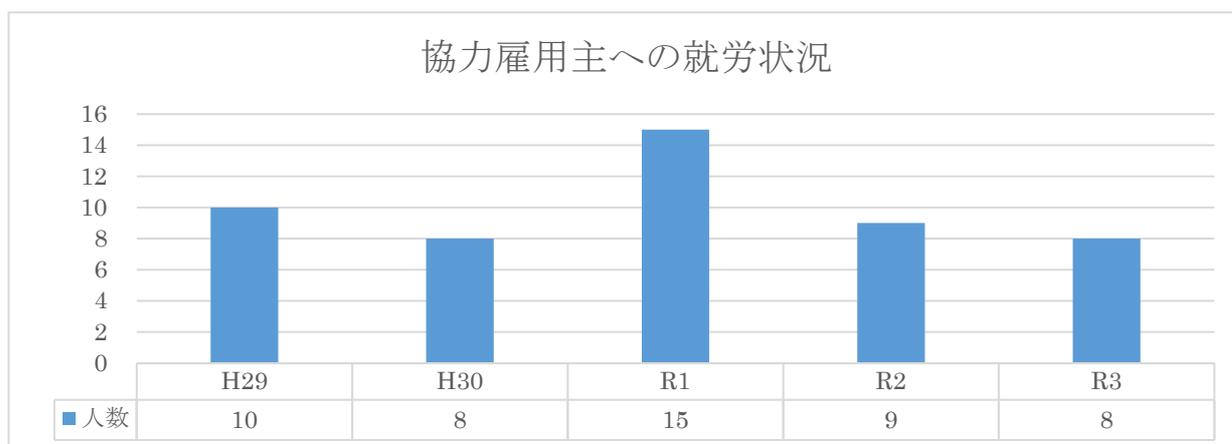
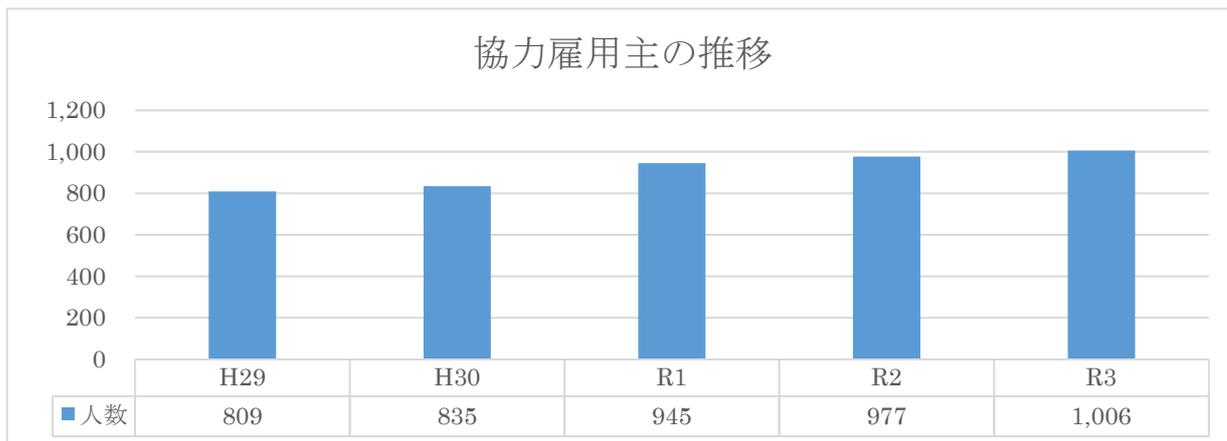
更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。令和4年4月現在、県内に4,691人の会員がおり、地域の公民館、学校等で地域住民を対象に、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会を開催するほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組みます。

○OBBS会

BBS会（「Big Brothers and Sisters Movement」）は、問題を抱える少年少女と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。令和4年1月現在、県内で2地区57人の会員が児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等の活動を行い、引き続き取り組みます。

○協力雇用主（事業主）会

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のことです。県内では令和4年4月現在で1,194社の協力雇用主が登録されています。また、特定非営利活動法人長野県就労支援事業者機構では、就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行います。



○更生保護法人

更生保護法人は、更生保護事業を営む民間の団体です。県内には、保護司、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、更生保護協力雇用主会など、更生保護の活動を行う団体が円滑に活動できるよう、資料作成、研修会の開催、資金援助、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っている更生保護法人長野県保護観察協会と、矯正施設から釈放された者や保護観察中の者で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設であり、宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行います。

更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する県民の理解を促進するため、更生保護法人長野県保護観察協会等に対する補助を行います。

○自立準備ホーム

自立準備ホームは、保護観察所においてあらかじめ登録されたNPO法人等に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しています。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設です。令和4年4月現在、県内で8施設が登録されています。

施策の方向性・展開

(1) 民間協力者の活動に対する支援

○長野保護観察所では、保護司の適任者を確保するため、保護司会が設置する保護司候補者検討協議会の運営に対する助言・指導を行うとともに、長野県保護司会連合会と共同で保護司の適任者確保のための長野地方対策本部を立ち上げ、確保に向けた取組みを推進します。

(長野保護観察所)

○長野保護観察所では、更生保護団体が主催する会議、研修への支援、更生保護関係団体の代表者を集めた会議を実施し、連携の強化を図ります。(長野保護観察所)

○長野刑務所では民間の宗教家を教誨師として招へいし、宗教別に希望者を集めて行う集合教誨や1人の希望者に対して行う個人教誨等において、教誨師が読経や説話をを行い、希望者の宗教的情操教育を涵養し、改善更生に向けた指導を行います。(長野刑務所)

○長野刑務所では、民間の篤志家(法曹関係、元教員、行政関係の職員等)を篤志面接員として委嘱し、出所後の生活設計に関する指導のほか、各種改善指導の講義、クラブ活動の指導を行います。(長野刑務所)

○犯罪をした者等の立ち直りを支える更生保護ボランティア(保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会等)による犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築くための活動を支援します。(地域福祉課)

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。(地域福祉課)

(2) 協力雇用主の拡大に対する支援

○県が直接、保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。(地域福祉課)

○建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。(技術管理室)

(3) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰

○民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。

(地域福祉課)

保護司の取組

保護司は、社会奉仕の精神を持って、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに、犯罪や非行の予防を図り、個人や公共の福祉に寄与することをその使命としており、現在、全国で約5万人、長野県で約1,000人の保護司が、それぞれの地域において、安全・安心な社会づくりのために活動しています。保護司は、法務大臣からの委嘱を受け、身分上は非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されず、実質的には民間のボランティアであり、諸外国には例を見ない我が国独特の更生保護制度の特徴です。

犯罪や非行の減少傾向は見られるものの、再犯や再非行が大きな社会問題となるなかで、犯罪や非行の抑止と罪を犯した人の更生の場としても機能していた地域社会の力を活用し、「根気よく接していけば人は変わる。同じ地域に住んでいる人が犯罪や非行を重ねなくても生きていけるようにしたい。それは安全・安心な地域を願う我々の使命と思う。」との気持ちで、そこに生きがいを感じながら活動している保護司の役割は、ますます大きくなっています。

○活動内容

保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助け等を行います。

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後に円滑に社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間と「再犯防止啓発月間」として、街頭啓発活動、講演会、シンポジウム、ワークショップ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。



(「安全・安心な地域社会をつくるために」(長野県保護司会連合会)より)

3 広報・啓発活動の推進等

現状と課題

○犯罪をした者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として社会復帰するためには、本人の努力だけではなく、行政や地域住民の理解や協力が必要です。

○しかし、国の計画に記載されているように、再犯の防止等に関する施策は必ずしも、行政職員や県民に身近なものではなく、理解や関心を得られにくいことが課題となっています。

■出典：「福祉に関する県民意識調査 2018」（社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

回答者：県民 1,384 人

設問	回答項目	割合
今後、参加したい社会福祉関係のボランティア活動や、NPO 活動についての県民意識調査（複数回答）	犯罪や非行をした者への社会復帰に関する活動	3.4%
ふだんの暮らしや家庭生活で、困りごとや悩みについて（複数回答）	犯罪や非行をした者との関係性	0.8%
困りごとや悩みがあった時、家族以外に相談する場（3つ以内に絞って回答）	保護司・更生保護女性会	0.2%
地域には、ふだんの暮らしや家庭生活で、困りごとや悩みを抱えている方はいるか（複数回答）	犯罪や非行をした者との関係性	0.7%

施策の方向性・展開

(1) 啓発事業への協力

○法務省では、地方公共団体や民間協力者等と連携し、“社会を明るくする運動”や再犯防止推進月間等において、犯罪をした者等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信します。
(法務省)

○長野県においても“社会を明るくする運動”に参画し、県内各地域でキャンペーン等を実施するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者の更生について理解を深める取組を推進し、市町村への協力を図ります。(地域福祉課)

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国運動のことです。7月が強調月間となっています。

(2) 啓発事業の実施

○刑事施設では、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行います。(刑事施設)

第3章 今後取り組んでいく施策

- 松本矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、就労支援検討会等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行います。（松本少年刑務所）

- 近年、矯正施設と地域社会が一丸となって再犯防止に取り組んでいくことが、非常に重要なこととなっており、松本少年刑務所において、民間協力者である刑事施設入所者の宗教教誨を行う教誨師、刑事施設入所者に対して面接による助言、指導等を行う篤志面接委員、刑事施設入所者の更生復帰を願い、物心両面から援助することを目的に昭和29年に設立された組織である少年母の会等と協力し、再犯防止に取り組めます。（松本少年刑務所）

- 有明高原寮及び長野少年鑑別所では、地域住民を対象とした募集参観や近隣大学の依頼による講義等を通じ、非行・犯罪の防止に関する広報啓発活動を積極的に行います。
（有明高原寮、長野少年鑑別所）

- 行政職員や関係機関に対し、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援を考えるきっかけとするため、高齢者・障がい者等の支援を必要としている受刑者等を収容している矯正施設の視察・研修を行います。（地域福祉課）

- 関係機関や県民に対し、広く関心をもってもらうきっかけとするため、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援について啓発を図ります。（地域福祉課）

- 刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するため、啓発資料等を作成し、地域社会での更生や日常生活への理解と協力が得られるよう啓発活動を実施するとともに、刑を終えて出所した人の人権課題に係る相談機関を紹介します。（人権・男女共同参画課）

- (3) 再犯防止の推進に係る実態調査の実施
 - 市町村行政の再犯の防止等の推進を図るために、市町村の再犯防止推進状況の実態を調査し、調査結果の提供・共有を図ります。（地域福祉課）

- (4) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰
 - 長野刑務所では、刑務所に特に貢献のあった民間協力者に対し、その功績をたたえ、謝意を表すことを目的に表彰を行います。（長野刑務所）

 - 民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。
（地域福祉課）

第5節 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組及び分野横断的な課題への取組

● 国・市町村・民間団体等との連携強化

現状と課題

○犯罪をした者等が、刑事司法手続きを離れた後の支援は、地方公共団体が主体となり、一般県民・市町村民を対象としている各種サービスを通して実施されます。

○再犯を防ぎ、安全・安心な地域社会を構築していくためには、長野保護観察所や長野地方検察庁、長野刑務所、松本少年刑務所、有明高原寮、長野少年鑑別所等の刑事司法関係機関と行政機関で適切な役割分担による効果的な連携が必要です。

○保護観察所

保護観察所は、法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関です。長野保護観察所では、令和3年には228件の保護観察を開始しています。地方公共団体と協働で青少年健全育成、精神医療や精神保健福祉関係機関との連携、中学校との連携、就労支援事業、薬物依存者の地域支援、犯罪被害者支援、高齢・障がい者の地域支援等の保護観察・犯罪予防に関する各種施策・会議・協議会等も実施しています。

○地方検察庁

地方検察庁は、刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施しています。長野地方検察庁の再犯防止に関する取組としては、不起訴や執行猶予判決時に福祉への繋ぎ・支援を行い、矯正施設での更生ではなく、福祉による更生を実施する入口支援を行っています。

○長野県弁護士会

長野県弁護士会は、刑事弁護センター内に、高齢者や障がいを抱える被疑者・被告人に対する弁護活動を充実させるためのグループを設け、その活動の一環として、刑事弁護活動における福祉関係者等との協議、連携を行っています。必要な福祉的な支援を受けていないことが影響し、犯罪に至ったと考えられる被疑者・被告人について、適切な福祉的な支援を受けられるよう取り組んでいます。

第3章 今後取り組んでいく施策

○刑務所

刑務所は主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設です。長野県には長野刑務所があり、主に初入の受刑者を収容しています。令和4年12月末現在、779人の受刑者の刑を執行中です。

○少年刑務所

少年刑務所は主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設です。長野県には松本少年刑務所があり、主に犯罪傾向が進んだ受刑者を収容しています。令和4年12月末現在、157人の受刑者の刑を執行中です。

○少年鑑別所

少年鑑別所は、1家庭裁判所等の求めに応じ、心理学、教育学等の専門的知識や技術に基づき、非行に至った事情を分析し、その事情を改善するための指針を提示する鑑別を行うこと、2少年鑑別所に収容された者に対する働き掛け全般を指す観護処遇を行うこと、3鑑別や観護処遇で得たノウハウを活用し、非行・犯罪の専門機関として、地域の方々や関係機関のご依頼に基づき、地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと（略して地域援助）を業務とする施設です。令和4年は、35人が入所し、地域援助の実績件数については209件となっています。

○少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設です。長野県内には有明高原寮があります。令和4年には、関東、甲信越及び静岡の東京管区管内の家庭裁判所から「短期間」の処遇勧告が付いた者が8人、長期処遇の少年院から「有明高原寮入院準備特別講座」に9名の受講生が入院しました。

施策の展開・方向性

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築

○犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、関係機関と長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。（地域福祉課）

○関係機関の実態を調査し、その結果を提供・共有することにより、効果的な連携体制の構築を図ります。(地域福祉課)

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。(地域福祉課)

○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。(地域福祉課)

(2) 啓発事業への協力

○犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画するとともに、市町村への協力を図ります。(地域福祉課)

(3) 分野横断の取組

○地域資源をネットワーク化し、住民同士のつながりや交流などの地域活動等を調整する地域福祉コーディネーター養成のための研修を行います。(地域福祉課)

○再犯防止に関わる行政関係者を対象に再犯防止に関する理解の促進、市町村再犯防止推進計画等の作成に向けた研修や計画策定支援を行います。(地域福祉課)

○市町村による各分野が連携した重層的支援体制整備事業の取組を支援し、孤独・孤立防止の観点もふまえた、切れ目のない支援ができる体制づくりを推進します。(地域福祉課)